

岡谷市議会 12月定例会一般質問要旨について
(教育総務課分)

○遠藤 真弓議員

- 1 地域包括ケアによる在宅医療、看取りについて
(2) 医師確保対策

○浜 幸平議員

- 2 奨学金・支援金を活用した地方定着促進について
(1) 市独自の奨学金制度を活用した若者の地方定着促進
(2) 岡谷市育英基金奨学金 医師養成課程の改正と拡充

○早出 一真議員

- 2 魅力と活力ある学校づくりについて
(1) キャリア教育の実践
(2) 幼保小接続期連携アプローチ&スタートカリキュラム
「おかや絹結プログラム」

○田村 みどり議員

- 1 岡谷市の人口動態について
(1) 人口動態の状況

○笠原 征三郎議員

- 1 学校給食費の無料化について

○中島 保明議員

- 2 岡谷市の歴史・文化・教育に及ぼしたコロナ禍の影響について
(2) 教育界への影響

○大塚 秀樹議員

- 3 眠育について

○吉田 浩議員

- 1 小・中学校のいじめと不登校の状況について
(1) いじめ認知件数と不登校件数の状況
(2) 小・中学生の家庭でのネット利用環境

主 務	主 幹	統括主幹	副参事	参 事	部 長	教育長

○遠藤 真弓議員

1 地域包括ケアによる在宅医療、看取りについて

(2) 医師確保対策

現在、岡谷市には医師確保のために医師確保就業支援助成金制度、それから岡谷市育英基金があると思いますが、近年の状況をお聞きいたします。

○教育部長答弁

私からは、大きな1番、地域包括ケアによる在宅医療、看取りについての(2)医師確保対策のうち、岡谷市育英基金についてお答えいたします。

医師養成課程を対象とした育英基金奨学金は、地域の医療提供体制の充実を図ることを目的に、平成23年度に創設したもので、将来故郷に戻り、医師として働きたい方を支援し、市内医療機関において一定期間医師として従事した場合には、奨学金の貸与額全額が免除される制度となっております。

令和4年度は5名の医学部生に奨学金の貸付けを行っており、平成23年度の制度創設以降、これまで12名に貸付けを行ってきております。また、本年4月に償還猶予や償還免除期間を改正しており、1つ目に、臨床研修を受けた後、市内医療機関で従事する開始日を学校卒業後10年以内とすること、2つ目に、臨床研修を市内の医療機関で受けた場合は、その期間を市内医療機関での従事期間に含めること、3つ目に、市内医療機関で医師として従事する期間については、奨学金の貸付期間と同一期間従事した場合に全額償還免除、それに満たない場合は従事月数で案分した金額について一部償還免除としたところであります。

現在、奨学金を利用している医学部生や、既に医療現場で従事している方の中には、将来岡谷市に戻り、医師として地域医療に貢献したいという強い志を持っている方もおられることから、この制度を利用された方が1人でも多く地域医療を支える地元の医師として活躍されることを期待しております。

○浜 幸平議員

2 奨学金・支援金を活用した地方定着促進について

(1) 市独自の奨学金制度を活用した若者の地方定着促進

日本学生支援機構の発表によると、返済が必要な貸与型奨学金の返済予定額の平均は、無利子の奨学金については241万円余り、有利子奨学金については343万円となっております。返済金は年間で約20万円になるとのことですが、大学生の受給比率47.5%、平均返済期間14.7年となっております。

これらが若者の日々の生活に重くのしかかって晩婚化の要因にもなっているとの話もあります。まさに社会人へのスタートラインがマイナスからの出発というような現状です。また、大学院生はさらに多額の借入れになっております。

総務省では、令和2年6月1日、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱を制定して、地元に戻ってきた若者に支援を行う都道府県や市町村に対し、その一般財源負担額全額を対象経費として、措置率

2分の1の特別交付税を設けているとのことでした。

そこで、(1)市独自の奨学金制度を活用した若者の地方定着促進について、現在の岡谷市育英奨学金制度については、利用者が大変多いと聞いておりますが、令和4年度の新規貸付状況、過去10年間にわたっての償還免除、猶予、停止などについてお尋ねしたいと思います。

○教育部長答弁

令和4年度の育英資金・奨学金の状況ですが、新規貸付けの申請が14件あり、全て貸付けを決定しております。内訳は、大学が8件、医師養成課程が2件、専修学校が3件、高校が1件となっております。

また、平成24年度から令和3年度までの10年間において、卒業後の償還期間中に市内に居住した場合などの償還免除件数は100件、進学や病気などの理由により償還を猶予した者は30件となっております。

なお、奨学生として貸し付けできる要件を欠いた場合には、奨学金の貸付けを停止することができますが、これまで停止を決定したケースはございません。

○浜 幸平議員質問（2回目以降）

医学部の奨学金の申請が2件あったということによろしいでしょうか。何か大きな変換点があったということが出てきたと思いますが、そのあたりの詳細をお聞かせいただければと思います。

○教育部長答弁

医療養成課程の貸付が2件あったということでございます。特に何かあったということではないですが、その制度が新設されて、医学部に進む学生さんにも利用していただいているということでございます。

○浜 幸平議員質問

聞き方がいけなかったですね。今年度、要件を緩和して改正がありました。その結果、2件申請があったと、そういうことではないんですね。

○教育部長答弁

特にその改正があったからということではなく、今回2件の医学部に進む学生さんの申込みがあったということでございます。

○浜 幸平議員質問

分かりました。再度、質問させていただきますが、卒業後、地元に戻った場合、25%の償還免除制度というものがございます。これは卒業後直ちに戻らなければいけないことになってはいますが、例えば5年後、10年後に戻ってきた場合でも適用になるように要件を緩和する方向性があるのではないかと考えております。卒業後、直ちに戻ってきたら、30%償還免除、5年後に戻ってきても15%など、そんなことも考えられるのではないかと考えております。

それと、留年した場合の取扱いや海外へ留学した場合の取扱い、また要綱を見ると、償還の延滞利息が10.95%となっております。それだけの延滞利息がかかるということで、この利息も10年以上見直されていないではないかと思っております。10%を超える利息というのは、相当高いと思っております。そのあたりも含めて、要件の緩和という方向で進めてもいいのではないかと考えておりますが、お考えをお聞かせください。

○教育部長答弁

要件の緩和ということで幾つかいただきましたが、戻ってくる時期については、償還期間中に戻ってきていただければ25%の償還は免除になります。医師について、改正前は卒業後すぐに市内の医療機関

に勤めるという規定がございましたが、25%については償還期間中に岡谷市に戻ってきていただいた方には償還免除をしております。

それから、留年や留学ですが、自己都合による留年などを含めた貸付期間の延長というのは、公平な貸付けに支障がございますので、現時点では考えておりません。

なお、留学等により休学した場合については、一旦留学期間中は貸付けを休止いたしますが、復学後には貸付けを再開させていただいております。

もう1点、延滞利息の件でございますが、条例で規定している延滞利息については、償還時に正当な理由がなく遅延した場合、この場合に日数に応じて年10.95%の割合で徴収することになっております。奨学金制度の運用に当たりまして、公平性を確保し、滞納を抑止するための措置として、市の規則に準じて設けているものであり、現在のところ引下げは考えておりませんが、返済が滞っている方については、個別の相談に応じながら、状況を把握し、きめ細かな対応を行っているところでございます。

○浜 幸平議員質問

臨機応変にきめ細かく対応しているというお話でした。この償還金の問題について、再度お尋ねしますが、こういった資料をホームページで手に入れることができますよね。これには大学等を卒業後、岡谷市に戻ってくると奨学金の25%免除ということで、今おっしゃったのは、大学の場合、毎月の償還1万4,000円で180か月、15年以内というのが決められております。だから、15年以内の例えば14年目に帰ってきても25%償還免除になるということでしょうか。

○教育部長答弁

戻ってきていただいた時点で、残っている償還額の25%が免除になるという形になります。

○浜 幸平議員質問

残った償還額ということですね。これは私も勘違いしていました。これを見て申し込んでくる方が大勢いると思います。要綱を私もよく読んでみたのですが、それが書いてないですよ。その償還期間中に市内に住所を有する場合は残った償還金、いわゆるまだ未払いのお金の25%とは書いてないですね。

奨学金は月々5万2,000円まで出るわけですので、12か月、4年間で250万円ぐらいですか。そうすると25%となると60万円ぐらいになるかと思いますが、一般の方々、特に若い学生が見て分かるような、例えば50万円を償還しますという書き方のほうが分かりやすいのではないかと私は思います。

2回目の質問に行きますが、令和3年度から国の特別交付税による財政措置の可能性があるというようなお話も聞いております。1年前に、本市においても財政措置をいただけるように、県を通じて要望をしていきたいと答弁されておりました。現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長答弁

国の特別交付税による財政措置につきましては、若年者層を中心とした地方から東京圏への人口の流出を背景に、地方における雇用創出と若者の地域定着の促進を目的として措置されたものでございます。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のみならず、地方公共団体独自の奨学金等も制度の対象となっており、奨学金返還支援及び制度の周知、広報のために出資した額なども返還支援に係る経費の一部として特別交付税で財政措置されるものであります。

本市におきましては、大学等卒業後に岡谷市に戻り、引き続き居住をされた場合に25%の償還を免除しておりますが、償還免除した償還金が当制度の対象経費となり、令和3年度より特別交付税による財

政措置を受けております。

○浜 幸平議員質問

財政措置をしているということですのでよろしいわけですね。分かりました。

3回目の質問に行きますが、この奨学金の貸付制度の基金の条例というものがございまして。償還の特例の部分に岡谷市に住民票を移すのではなく、市内の事業者に就職した場合、それを代理返済する企業を支援する、企業とともに市と企業で返済の支援をするという方向性についていかがでしょうかという内容になります。

2021年の4月、日本学生支援機構の奨学金について、就職した企業が社員に代わって機構に直接返還できることとなりました。企業による代理返還、そういった方向性があるというのを伺っております。

企業にとっては、返還支援した分の金額は税法上損金算入ができ、企業名がホームページで公表されたり、各種説明会でその企業名が出ることで宣伝効果、PRにつながるのではないかと考えるわけですが、この市内企業に就職をするという条件の追加について、お考えをお聞かせください。

○教育部長答弁

大学卒業後の25%の償還免除制度は、人口増対策の一環として、平成13年度に創設されたものであり、人口の確保を主眼に市内在住を条件としております。教育委員会として、産業支援に関する支援について言及することは差し控えさせていただきますが、免除制度の創設や維持には安定的な財源が必要となりますので、効果等を考えた上で判断する必要があると考えております。

また、企業における代理返還などの支援策につきましては、産業振興の側面が大きいことから、教育委員会としては今のところ考えておりません。

○浜 幸平議員質問

4番目の質問に行きますが、移住・定住を目的とした貸付型、給付型の奨学金等の導入の検討について、今、所管の担当部局が教育だと思います。これを移住・定住の視点を明らかにするということで、まちづくり推進、移住・定住の担当部局に変更して、移住・定住の視点からこの制度のリニューアルを図ることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長答弁

育英資金奨学金の目的は、経済的理由から進学が困難な家庭を支援する無利子の貸付金制度であり、子どもたちが望んでいる教育をあきらめることがないよう支援し、返済された原資を次の時代の子どもたちに残していくことを大切にしたいと考えております。移住・定住を主眼にした制度の見直しや担当の変更をするというような場合は、庁内的な議論が必要であるものと考えております。

○浜 幸平議員質問

それはそうですね。こちらがお聞きしたいのは、経済的な支援という立場からスタートした制度ではありますが、現状の状況を見て、移住・定住、若者の支援という視点で、企業と提携してリニューアルを図るという提言はいかがかということであり、その点について答弁いただきたいと思っております。

○企画政策部長答弁

まちづくり推進や移住・定住の事業を行っている部署の立場としてお答えしたいと思います。先ほど白上教育部長が答弁したとおり、これは育英資金奨学金の目的が、経済的理由から進学が困難な

家庭を、という点がそもそもの目的だと思います。そういった方が故郷に戻ってきた場合に返済の一部を免除するという側面的な支援が付随されており、平成13年度から実施している形になりますので、本来の目的という部分を大切に考えていくべきかと思っておりますので、教育的な見地から、引き続きこの制度は実施していくのが適切だと考えております。

○浜 幸平議員質問

分かりました。次に5回目の質問になりますが、地域の少子化対策重点推進交付金制度、それとの連携について、お尋ねいたします。内閣府が少子化対策の一環として実施している結婚新生活支援事業ですが、2021年は従来の30万円から2倍の60万円の金額が補助されることになり、条件が緩和され、支援対象が広がる期待のできる制度であると聞いております。これらの制度との連携を図り、結婚して戻ってくれば、育英資金の償還免除、それから結婚新生活支援事業、この両方が重複して頂けると考えるわけです。岡谷市でも結婚新生活支援事業というものがありますよね。39歳以下で世帯所得が400万円未満の場合は30万円が出る。これと育英資金とのコラボレーションする体制について、いかがでしょうか。

○教育部長答弁

移住・定住の促進に係る施策については、住まい、仕事、子育て、教育、結婚など多岐にわたっております。市独自の償還免除制度については、若者の人口増対策や地元への定着に大きく寄与していると考えておりますので、移住・定住の総合窓口となっている地域創生推進課をはじめ、関係各課で行われている各種移住施策としっかりと結びつけながら、様々な機会を通じて効果的なPRについてぜひ努めていきたいと考えております。

○浜 幸平議員質問

効果的なPR、ぜひお願いいたします。

最後に、要望を申し上げますが、この移住・定住を進めるというのは、それぞれの担当部局ごと、横の連携を重視して、総合力で対応していく必要があると思います。卒業後、直ちに戻ってきてくれればよいですが、一旦向こうで3年ほど生活し、結婚して家族で戻ってきたとしても、これは歓迎すべきだと思っております。

現在、首都圏在住者の移住先として、自然環境がよい長野県、山梨県が常に上位の1番、2番になっております。子育てしやすい環境、さらに奨学金の返済など、そういった面についても、支援体制が整った企業とその市内にいれば、その企業に就職する可能性は高いと考えております。

企業と手を組んで移住・定住を行っていく体制をつくっていくことが必要であると考えております。地元企業と情報交換をしながら、市も企業も含めて地元若者が定着できるような奨学金の償還助成事業、これをぜひともお願いしたいと思っております。これは要望でございます。

(2) 岡谷市育英基金奨学金 医師養成課程の改正と拡充

医師不足解消のための一助として、平成23年に創設され、ふるさとに戻り、医師として働きたい方々を支援する制度であります。長野県内6か所、長野県、飯山市、中野市、上田市、小諸市、それから伊南行政組合で同様の制度を運用中でございます。

この制度の詳細をお聞きするとともに、4月に制度改正があり、拡充が図られております。この改正点については、先番議員の答弁がありましたので、改正に至った背景などをお尋ねしたいと思います。

○教育部長答弁

地域の医療提供体制の充実を図ることを目的に平成23年度から医師養成課程を創設し、将来ふるさとに戻り、医師として働きたい方を支援しており、市内医療機関において一定期間医師として従事した場合には、奨学金の貸与額全額が免除されるものとなっております。

また、本年4月に償還猶予や償還免除期間を改正しておりますが、今回改正に至った背景といたしまして、平成30年4月より新たな専門医制度が導入されたことにより、医師法に基づく臨床研修修了後に専門医を目指し、専門医養成プログラムによる研修を受けることが通例となったこと、また、臨床研修修了後は医局の人事異動により勤務先が決まるケースがほとんどであり、臨床研修修了後、直ちに市内医療機関に従事するという状況が困難であるという課題に対応するため、改正したものでございます。

○浜 幸平議員質問（2回目以降）

令和4年度における内容について、先ほどお聞きしましたが、創設以来の利用件数、それから果たしてきた役割、また評価などについてお尋ねいたします。

○教育部長答弁

令和4年度は5名の医学部生に奨学金の貸付けを行っております。また、平成23年度の制度創設以来、これまでに12名に貸付けを行ってきております。医師養成課程の奨学金は、地方における医師不足を背景に創設された医師確保対策としての制度であり、本年度までにこの制度により着任された医師はございませんが、現在、奨学金を利用している医学部生や、既に医療現場で従事している方の中には、将来岡谷市に戻り、医師として地域医療に貢献したいという強い志を持っている方もおられることから、今後の地域医療を支える大切な制度としての役割は大きいと考えております。

○浜 幸平議員質問

役割は大きいという言葉で結ばれたのですが、どのように大きいのでしょうか。具体的に教えてください。

○教育部長答弁

先ほども申しましたように、この制度によって、償還金が免除になりますので、今まで東京等の病院にいた方でも、これから戻ってきていただける方が増えるのではないかと期待しているところでございます。

○浜 幸平議員質問

ありがとうございました。

3回目の質問に行きますが、制度運用上における各種要件の緩和、また移住・定住の促進をするという視点から見直しが必要ではないかと考えております。この制度を利用しますと、支援金として毎月20万円が頂けますが、6年間で累計1,440万円の借入れがその学生に乗っているわけですね。社会人として働き始めたときに医師国家試験に合格したとしても、1,400万円以上、プラス生活費、それからアパート代など、かかっているお金があるわけですね。したがって、奨学金の返済が終わらなければ結婚できない、結婚するときまでにはこれを終わりにしたい、そのように考えている若者も多いと考えております。

先ほど大学院の話もしましたが、大学院まで行くと300万円から400万円以上の返済が乗るわけですね。そうすると、やはり給料のいいところ、早く返済をしたい、身軽になりたい、結婚したい。こういうこ

とを考えていても、なかなか結婚にまで行けないという書き込みがございました。この要件緩和につきましては、ぜひとも進めていただきたいと考えているわけですが、御答弁いただきたいと思います。

○教育部長答弁

医師養成課程の奨学金につきましては、新たに始まった専門医制度の実情を踏まえまして、償還猶予及び償還免除制度の内容を改正し、岡谷市内の医療機関で従事したいという意思のある学生さんに対して、最大限の支援を行う内容となっております。医師確保対策とともに、将来ふるさとに戻ることから、移住・定住の促進にもつながっているものと考えております。

地域の医師不足の解消を図るため、岡谷市独自の制度であり、この奨学金制度を維持するために一般会計からの繰入れもありますので、現行の制度を今後も維持していきたいと考えております。

○浜 幸平議員質問

今後も維持していくというのは分かるのですが、今は社会状況が変わっている。先ほど冒頭でありました移住・定住を別枠の予算を確保してやっていくという話が出ているわけです。そういう中で、延滞金の利息10.95%というような、10年以上変わってないものについて、もっと使いやすいように見直しが必要だと言っているのですが、それはないということによろしいですか。

○今井市長答弁

この制度をつくったとき、今現在も変わりませんが、医師不足対策としてこの奨学金を活用させていただくということが大きな目的でありまして、こういった特別枠をつくらせていただきました。

今、教育部長からも話がありましたが、その中でも借りやすいように、ここでも10年という期間を設け直したりしております。

これまでに12名の皆さんに貸付けをしているわけでございます。こういった方の中には、非常にお金がかかるものですから、経済的に奨学金を受けるわけですが、逆にある時期に一括で返済されてしまう方もおり、いろいろなケースがあります。私たちはこの医師不足を解消するため、この奨学金をきちんと堅持してやっていく。そのことが一番大きな目的だと思います。根本について、あまり緩和して崩してしまうと奨学金に影響が出てくるわけですね。

私たちは今やっている中で、今回のこの期間の見直しなどをやりながら、この地域の医師の確保をこれからも進めていきたいと思っております。もちろん議員さんが御指摘のとおり、時代背景、そういったことも私たちも考えておりますが、今現在はこの制度を堅持して、3つの要件を緩和しましたが、それをやっていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思います。

○浜 幸平議員質問

今、市長さんから答弁いただきましたが、今、聞いていると、12名の利用実績があったとあります。そこにこだわっておりますが、では、この12名の方々と、岡谷市に戻ってきて、岡谷市で医療に従事されている方というのは何名いらっしゃるのですか。

○教育部長答弁

この制度によって岡谷市に帰ってきて従事されている医師の方はおりませんが、12名の方に貸付けをさせていただき、うち8名については、将来岡谷市に戻ってきて、ぜひ活躍したいということを利用していただいておりますので、どういう状況になるか、将来的なことですので分かりませんが、そういう志を持った方がおります。

○浜 幸平議員質問

今、将来のことは分からないとおっしゃいましたが、冒頭で言っているように、岡谷市民病院で医師不足があり、1人診療科があるので対応したいということですよね。大勢の方に制度を利用させていただいて、最終的に岡谷市内の医療機関に従事していただくというのが目的ではないのでしょうか。

制度の利用者を増やすというのが目的ではないと思うんですね。

○今井市長答弁

この奨学金制度でその学生たちを縛るということはできないんです。そこをまずは理解していただかないといけないと思います。そのつもりで奨学金制度を利用されても、いろいろ自分の将来を考えたときに、岡谷市ではなくて、ほかの違うところで、自分のやりたい医師の分野でやりたいなど、いろんなことがあるわけです。そういった学生も含めて医療に進学したいという岡谷市の子どもたちにまずは制度を利用してもらい、その道を閉ざさないこと、それが奨学金の基本であります。

そういった中で特別枠として、貸付金額を多くして、医師の養成課程に進む子たちにこの奨学金を利用してもらおう、なおかつ、制度を利用した学生たちが岡谷市に医師として、従事していただいたときには償還額を全額免除していく、そういった制度でございますので、いろいろな大きな目的があると私は思っております。

岡谷市の子どもで、医学部に進学したくても、先ほど議員さん言ったように、医学部となると入学金からいろいろとお金がかかります。そういった部分をカバーして進学できるようにする、それがこの制度の根本でありますから、そのところを私たちは外してはいけないと思っているところでございます。

○浜 幸平議員質問

分かりました。そういう意見があるということを知っておきます。いろいろな意見がありますので、まず認めていただきたいというふうに思います。

次の質問に行きますが、同様の制度が県においても行われております。これと競合しないような独自性が必要だと思えます。その点についてどのように考えられているのかをお尋ねいたします。

○教育部長答弁

長野県の医学生修学資金貸与制度については、貸与額や卒業後の償還免除の要件など、本市の医師養成課程の奨学金制度と同等の部分もございしますが、本市の奨学金制度については、10年以内に市内医療機関で医師として従事した場合には、償還免除制度などがあり、将来地域医療を担う人材を全力で応援するという点で独自性を持った制度であると考えております。

また、奨学金を借りる立場から考えますと、長野県、岡谷市、また日本学生支援機構など様々な選択肢があり、その中から家庭の事情や本人の将来を見据え、合ったものを選択できるという今の形は望ましいものと考えております。

○浜 幸平議員質問

県に同様な制度があり、独自性が必要だと、どこに岡谷市の独自性があるのかを質問しています。県では、信州大学医学部の県内出身者枠10人分が確保されております。それから、県内の公立病院、県立病院など、どこでも選択が多い。その中で、独自性をどう出すのか、そこをお尋ねしています。

○教育部長答弁

県の制度との違いということによろしいかと思いますが、市のほうの制度でいきますと、10年以内に

岡谷市に帰ってきて、貸与期間、医学部ですと6年間になりますが、6年間、岡谷市内の病院、医療機関でお勤めをいただくと全額免除という形になってはいますが、県の場合で、これが1.5倍の9年とあり、さらに長く勤めなければいけないということになっております。

先ほど議員さんがおっしゃったとおり、県の制度は、県内の医療機関であれば、ほとんどが指定されており、多くの選択肢がございますので、そういった面は岡谷市ではかなわないと思いますが、その分、短い期間で全額の免除が受けられます。また、県の制度でいきますと、卒業後、医師免許を取って直ちに県内の医療機関で勤めるとなっております。岡谷市の場合は、卒業後10年以内、ほかの地域に出られて、いろいろな研修を積まれても10年以内に戻ってきていただければ、そこから6年間市内の医療機関に勤めていただくと全額免除になると形になっております。

入学準備金の制度につきましても、県の制度ではございませんが、岡谷市の制度では入学の際に大変お金がかかるということで、入学準備金の貸付けも制度の中に入っております。このようにかなわない部分はあるにしろ、岡谷市として何とか応援したいという気持ちで、いろいろな独自性を出していると御理解いただければと思います。

○浜 幸平議員質問

要望に移ります。運用実績もあって、これまでに果たしてきた役割は大きいと考えており、今後も継続していただきたいと思っております。要件の緩和として、対象を広げる、それから移住・定住の視点から、どうやって戻ってきていただけるか、そういった面のリニューアル、これが必要だと考えています。

したがって、確実に医師確保に結びつけられるように、岡谷市民病院の1人診療科の解消、産科の再開、こういうところに結びつくのがベストではないかと考えております。

○早出 一真議員

1 諏訪湖周の環境整備による諏訪湖の付加価値創出について

(2) 諏訪湖ハイツ及びスポーツ施設等の状況

下諏訪町境から市民体育館の辺りを包括的に捉え、環境整備をすることにより、諏訪湖の付加価値の創出をするとともに、諏訪湖の持つポテンシャルを存分に発揮していきたいと考えています。これらの区域には幾つかの施設があり、それぞれ多くの市民が利用しています。もちろんコロナの影響で利用者数は減少していることは安易に想像できる場所ではありますが、その中で当該区域と隣接する諏訪湖ハイツ及びスポーツ施設の利用状況はどのようになっているのかお聞きいたします。

○教育部長答弁

諏訪湖周辺には市民総合体育館、市宮庭球場、市民水泳プール及び湖畔広場、スケートボード場などのスポーツ施設が隣接していることから、多様なスポーツ活動に親しむことができる環境が整備されており、コロナ禍においても年間約18万人の利用者に親しまれております。これらのスポーツ施設は、子どもから高齢者まで多くの皆様に御利用いただいております。多様なスポーツ機会の充実を図りながら、市民1人1スポーツの実現に向けて取り組んでおります。また、年間を通じて全国大会や県大会、プロバレーボールのリーグ戦等が開催されており、多くの市民が様々な形でスポーツに親しむ拠点エリアにもなっております。

今後も新たに整備されたサイクリングロードや恵まれた諏訪湖周の環境を生かしながら、サイクリングやウォーキングなど気軽にできる運動やスポーツの普及にも積極的に努めてまいりたいと考えております。

2 魅力と活力ある学校づくりについて

(1) キャリア教育の実践

先日、岡谷東部中学校で東中メッセという新たな取組が行われました。一言で言えば、キャリア教育の一環ですが、当日は大変多くの企業の方、何と34社の方が参加し、体育館にブースを設け、生徒たちが20分1クール、4ラウンド、自分の興味のある企業のお話を聞いて回るという仕組みでありました。

実を言うと、私と早出すみ子議員は地元の議員ということで、企業側で参加をさせていただき、議員、議会とは何か、少しばかり夢と希望が持てるような発信をしてみました。

初開催であり、どんな感じになるのかと少し不安がありましたが、終わってみての感想を一言で言えば、私の中では大絶賛であり、これは続ける価値があると思えました。初めに、本市も以前から取り組まれている中学生へのキャリア教育がありますが、現状をお聞きいたします。

○教育長答弁

子どもたちには、将来社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。本市ではこのような視点に立ち、変化の激しい時代において、子どもたちが社会を生き抜く力強さを身につけられるよう、学校教育におけるキャリア教育を実践しております。市内中学校におけるキャリア教育では、2学年の職場体験学習が主なものとなっておりますが、既に小学校のときから仕事や職業に関わる授業等を経験してきた生徒も多く、将来に向けた進路を考えていくよい機会となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、この数年間は職場体験学習の実施が困難な時期もありましたが、市内外の事業所の皆さんの大きな御協力をいただく中で、コロナ禍であっても工夫しながら取り組んでおります。本市のキャリア教育は、子どもたちが社会人へと成長していくための大きな気づきの機会となっているほか、地元企業などの魅力を発見し、ふるさと回帰の心を助成するための大切な学習であると考えております。

○早出 一真議員質問（2回目以降）

答弁の中では、通常なら職場体験学習が行われているようですが、コロナで思うような活動ができていないということが現状のようです。やはりこのキャリア教育の目的は、地元企業などの魅力を発見し、夢と希望を持ち、ふるさと回帰につなげるといったところが一番の目的だと思っております。

先日の東中メッセのときに、私のブースに来てくれた生徒に、みんな将来何になりたいのかを聞いてみました。そうしたら、みんなしっかりとしたビジョンを持っておりました。大変驚きました。私の中学時代とは全然違ったんですね。何か逆に私のほうがちょっとギャップを感じてしまいました。今の中学生は本当にすごいなと感動いたしました。一方で、34社の企業の団体の皆さんも、2年生の生徒に対し、真剣に自社の魅力、地元で働く魅力を一生懸命伝えておりました。私はこの取組は大変すばらしいと感じた次第であります。

そこで、当日視察をされておりました教育長先生の感想、どんな感想をお持ちなのかお聞きをしたい

と思います。

○教育長答弁

議員さんのお話にありましたように、11月22日に岡谷東部中学校で行われた東中メッセは、本校の校長先生が生徒たちに地元の企業や、あるいは団体をもっと知ってほしいと考えて、本年度新たに企画し、2年生を対象に実施した取組であります。私も様子を見せていただきました。そこでは、子どもたちに向かって熱心に語りかける企業や団体の担当者の方々、そのお話を本当に一生懸命に聞き、これからの自分の将来について夢を膨らませる子どもたちの姿を見ることができました。

あるブースの若い担当者の方は、中学生の頃の自分はどのような将来の夢を持っていたのか、そこからどのようにして現在の仕事に携わるようになったのかなど、自身の経験を振り返りながら、子どもたちに語りかけていました。また、そのときに思い描いた職業とは違うけれども、結果として自分のやりたいことに携わることができたというお話から、子どもたちは将来の自分が歩む道や、10年後の自分の姿をイメージし、今自分が何をしなければいけないのかを考える貴重な機会になったのではないかと考えております。

また、今回は企業や団体のトップの方々も多く参加していただいております、その姿勢に感銘を受けました。地元の企業、団体が人材育成に本気で取り組む姿勢や、あるいは自分たちの仕事への誇りが子どもたちにも伝わり、これからの岡谷の大きな力になっていくのではないかと感じたところであります。ふだんは関わることの少ない市内の企業、団体の皆様が一堂に会し、子どもたちと触れ合う東中メッセは、子どもたちが自分の将来を考え、夢や希望を持つことにつながるすばらしい機会であり、御協力をいただいた全ての皆様に感謝をしているところでございます。

○早出 一真議員質問

ありがとうございます。私も教育長先生と同様の感想を持ちました。今、答弁で言っていた夢を膨らませる子どもたちの姿を見られた、これは大変すばらしいことだと私も思いまして、実際に私もお話して、本当にこの純粋な子どもたちが今いるのだと、私も感銘を受けたところであります。

この取組は、東部中学校の校長先生が全身全霊で実現させたものだと思います。また、協力していただいた全ての団体の方の熱意にも感動をいたしましたところであります。

そこで、次の質問になります。

今回の東中メッセは、商工会議所に全面協力をいただけたことで、多くの企業、団体に参加をしていただけたと聞いております。また、校長先生の熱意、情熱があったことで成功できたものと思っており、大変すばらしい取組であると感じたことから、この取組を東部中学校のみならず、ほかの市内中学校にも広げていくべきであると思っておりますが、市の見解をお聞きいたします。

○教育担当参事答弁

東中メッセは、地元にはこんなに魅力的ですばらしい企業や団体がたくさんあるということを子どもたちに知ってもらう大変よい機会となりますので、本年度を契機に、今後は全市的な取組となるよう考えていきたいと思っております。

○早出 一真議員

ありがとうございます。非常に前向きな答弁ありがとうございました。

ぜひ各中学校に広げていただき、地元で働く格好いい大人たちの姿が将来のロールモデルになり、夢

と希望を持ち、地域でキャリアを築くことにつなげていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

(2) 幼保小接続期連携アプローチ&スタートカリキュラム「おかや絹結プログラム」

現在、岡谷市では幼保小の接続期が非常に大切であるという認識から、おかや絹結プログラムを策定し、それに沿った取組が行われていると理解をしています。改めて幼保小接続期の課題とおかや絹結プログラムの取組についてお聞きいたします。

○教育担当参事答弁

小学校に入学したばかりの1年生が新しい環境の変化になじめず、不適応を起こしたり、落ち着かない状態が続いたりする状態を小1プロブレムと言います。おかや絹結プログラムは、幼保小接続期に生じる小1プロブレムの解消や緩和を図るため、公立保育園、小学校の担任の先生や園長、校長などが関わりながら協議を進め、令和3年度に策定した本市独自のプログラムであり、本年度から実践を始めております。

策定に至った背景として、長期欠席に陥った児童生徒が最初に欠席傾向となった学年は、小学校1年生のときが一番多いこと、あるいは1年生が欠席傾向に陥る原因として、小1プロブレムが課題となっていることを挙げております。

従来から各園では、年長児に対して入学を見据えた活動を行っており、小学校においても入学直後の1年生に対して、担任の先生が新たな生活に適應していくために取り組んでいることがあります。本プログラムは、こうした入学前後の子どもたちへの関わりや指導をほかの先生も共有できるように、大切な視点をカリキュラムとしてまとめたもので、入学を見据えた10のアプローチカリキュラムと入学後の10のスタートカリキュラムで構成しております。そのほか幼児期に経験した遊びや活動を小学校につなぐつなぎシートにより、各保育園や小学校で共有できるようにしております。

本年度の取組であります。11月までに公立保育園の保育士や小学校の先生方の代表者により構成しておりますおかや絹結プログラム推進委員会を3回開催しております。会議では、小学校を単位としたグループに分かれ、各園校での実践について熟議を重ねており、実践を重ねる中で改善点を洗い出し、本プログラムの拡充を図っていきたくと考えております。保育園の年長を担当する保育士の先生や1年生を担当する先生には、ベテランや新任の先生など経験値には違いがありますので、接続期に大切にしたい視点を可視化し、共有化することで、先生方の指導力の底上げを図ることができればと考えております。

○早出 一真議員質問（2回目以降）

先ほどの答弁では、小1プロブレムの解消、長期欠席、不登校の課題解決のためにおかや絹結プログラムに沿って取組がされていくとのこととあります。確かに冊子を見させていただくと、小1、中1といったところがずば抜けて欠席者が多くなっていることが分かります。その対策が入学前と入学後のカリキュラムだということですが、本当にそこだけの問題なのかという疑問を私は持ってしまいます。

そこで次の質問になりますが、当プログラムによる幼保小接続期の連携強化やアプローチ&スタートカリキュラムによって、全ての課題解決につながっていくものなのか、市の見解をお聞きいたします。

○教育担当参事答弁

小学校1年生が学校になじめなくなってしまうことや、不適応に陥ってしまう事例には様々な要因がありますので、おかや絹結プログラムの実践によって、これは全ての課題が解決できるというものではありませんが、幼保小接続期を円滑につないでいくこの取組を地道に重ねていくことで、効果が現れることを期待しております。

○早出 一真議員質問

全ての課題の解決はできないので、地道に取り組んでいくということで理解いたしました。

ただ、絹結プログラムという部分が、本質がそこなのかという疑問を持っておりまして、私としてはそもそも学校で教えるべきは教育であり、しつけやモラルなどは家庭、家族、また仲間同士で教え合えることが望ましいと思います。このおかや絹結プログラムに対しては、とてもきめ細やかな丁寧な対策であると感じる一方で、何か腫れ物に触るみたいな、そこまでやる必要が本当にあるかという感想も持っています。

そこで、このプログラムによる幼保小接続期の対応で、今までと大きく変わっている点についてお聞きをいたします。

○教育担当参事答弁

おかや絹結プログラムによるカリキュラムは、新しいものではなく、従来から各園や小学校の先生方が取り組んできた子どもたちの関わりや指導の仕方を可視化し、見えるようにしたということですが、共有できるようにしたものであります。今まで各園や学校が実践してきた取組と大きく異なる部分はありません。また、現在、国においても、保育園や幼稚園等からの幼児教育の充実や円滑な接続期に関わる取組を重要視しており、本市におきましても、本年度設置した学びの創生連携支援室を中心に、引き続き子どもたちの健やかな成長を支えられるよう、学校、家庭と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○早出 一真議員質問

分かりました。確かに地道な取組が必要ということは理解をいたしますが、幼保小連携だけではなかなか解決に至らないようにも感じます。やはり学校と家庭、保護者が一体となった取組が必要ではないでしょうか。私は家庭、いわゆる親の意識改革というところが必要かと感じています。非常に難しい課題だと思いますが、引き続き1人でも多くの児童生徒が学校に行けるように、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

○田村 みどり議員

1 岡谷市の人口動態について

(1) 人口動態の状況（2回目以降）

岡谷市は死亡者数と出生者数の間に大きな差があるということで、少子高齢化が進んでいることが理解できました。これには出生者数減少の影響が大きいと推察できますが、これは寂しい限りであります。

しかし、社会動態では、今年になってから転出者より転入者のほうが増加していることは、新聞報道にもありましたとおり、よい兆しではないでしょうか。

そこで、少し気になることは若年層の動態です。市内の小中学校の児童数及び生徒数の動態はどのようになっているのかお伺いたします。

○教育長答弁

市内の小中学校のうち、小学校の児童につきましては、本年5月の2,077名から11月までに10名増えて2,087名になりました。中学生は本年5月の1,198名から増減はなく、11月現在で小中学校合わせて10名増の3,285名の児童生徒が在籍をしているところであります。

児童生徒数は、近年減少傾向が続いてきたわけですが、今年度は小学校において転入が転出を上回って10名増になったというところでございます。大変ありがたいなと思っているわけですが、特に小学生が10名増えたということは、大変意味があるのかなと思っています。というのは、小学校はもとより数年後に中学生になっていくわけですが、学級編制の上で大変いい影響を与えてくれます。というのは、1人増えることで学級が1つ増えて、先生を1人いただけるというようなことがよくあります。逆に、今までは1人減ることで学級数が減ってしまい、先生も1人減ってしまうというような状況があつて、校長先生も大変苦勞されているわけですが、10名増えたということは、今後とてもありがたいと思っています。

とはいえ、年度途中の児童生徒数の増減について、一喜一憂してはいけないわけですが、本市の未来を担う子どもの数が増えることは、まちの未来にとって大変明るい兆しであり、うれしく思っているところでございます。教育委員会といたしましては、子育て世代の皆さんにこのまちを選んでいただけるような魅力と活力ある学校づくりをさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○田村 みどり議員

教育長先生、御丁寧に答弁をしていただきありがとうございます。本当に1名増えることによって変わる小学校生活というのが今よく分かりました。小学生で10名増えているということでもあります。人口が増えるという言葉でもうれしさはありますが、事児童数、子どもが増えるということは、将来の岡谷市に光が射すようにも思えるのは私だけではないと思います。

○笠原 征三郎議員

1 学校給食費の無料化について

学校給食費が無料化されれば子育て支援の大きな一つとなり、ひいては、そのことが少子化問題の対策にもつながると思いますが、この点をどのようにお考えでしょうか、お伺いたします。

○教育担当参事答弁

本市の学校給食につきましては、法令等の趣旨に基づき、従来から給食の実施のために必要な施設や設備費、給食従事者の人件費は市が負担し、それ以外の食材費等につきましては児童生徒の保護者に負担していただいております。

御提案の学校給食無料化につきましては子育て世代の負担軽減となりますが、過去にも御答弁させていただいているとおり、学校給食費を全て無料化した場合は多額の財源を永続的に投入し続けることができるのかという大きな課題があります。本市におきましては、法の趣旨に基づき、給食費を徴収していくことにより自校給食を維持していきたいことから無料化は考えておりません。御理解をいただき

いと思います。

○笠原 征三郎議員質問（2回目以降）

私がお聞きしたことは、参事さんから答弁をいただいたようなことではなくて、例えば、学校給食費が無償化されれば子育て支援の大きな一つとなり、ひいてはそのことが少子化問題の対策にもつながるのではないかと、そういうことをお聞きしたので、そのことについてもう一度答弁をお願いします。

○教育担当参事答弁

御提案の学校給食無償化が実現できた場合には、子育て世帯の負担軽減策にはなろうかと考えております。

○笠原 征三郎議員質問

むしろそれは、少子化問題の対策にも当然つながってくるというように受け止めていいわけですね。

○教育担当参事答弁

トータルとしまして、家計への経済的な支援策ということでもありますので、その効果が少子化というところにダイレクトにつながるといえるところは、なかなか申し上げにくいところございますが、子育て世帯の支援策という考え方の中では、そのような効果もあるかと考えております。

○笠原 征三郎議員質問

そのことについてですが、私は令和2年9月議会、このときにも同じような質問をしておりまして、当時の教育部長答弁では、子育て世帯への経済的支援として考えると、無償化は子育て支援の一環になる、そして少子化問題の対策にもつながるといような趣旨の答弁がありますが、今の答弁は、それと同じように受け止めてよろしいですか。

○教育担当参事答弁

そのとおりでございます。

○笠原 征三郎議員質問

ありがとうございます。そこで、市長さんに確認ですが、今、教育委員会で答弁されたように、学校給食費が子育て世帯への経済的支援とつながり、無償化は少子化問題の対策にもつながるといようなことですが、市長さんもそのようなお考えでいいかどうか、確認をしたいと思います。

○今井市長答弁

子育て支援ということになりますと、いろいろなことが考えられるとされているところでございます。岡谷市でも、様々な子育て支援を今までもやらせていただいているところですが、学校給食の無償化そのもので、即子育て支援というわけではないと思って、総合的な問題だと私は考えております。

○笠原 征三郎議員質問

もちろん、子育て支援の方法というものはいろいろ考えられますが、今、私が質問しているのは、学校給食費が子育て支援につながり、ひいては少子化問題の対策になるかどうかということで、このことについてどうでしょうか。

○今井市長答弁

今申し上げましたように、総合的に考えるべき問題だと思っております。これがイコール、少子化対策につながるかどうかというのは、また別の問題であると考えております。

○笠原 征三郎議員質問

先ほど答弁いただいたのと、今、市長さんから確認の意味で聞いたことには若干ずれがありますが、続けてお聞きしていきます。学校給食費は教育の一環として考えていいのかどうか、そのことについてお聞きいたします。

○教育担当参事答弁

本市におきましては、自校給食方式による学校給食や食育を大切にしております。地域にちなんだ郷土食や季節に合わせた行事食などを通じて、食文化や食に関する知識を学ぶ教育の一端を担っております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、学校給食の無償化につきましては、財政負担の面からも困難でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○笠原 征三郎議員質問

私も大分年取ってきましたので、なかなか耳の聞こえが悪くて申し訳ないのですが、今、答弁いただいたようなことではなく、私が最初にお聞きしたのは、学校給食ということは教育の一環と考えていいのかどうか、このことをお聞きしたので、この点について、簡潔にお答え願いたいと思っております。

○教育担当参事答弁

教育課程の中での教育なのかというところについては、お昼に食事をするという行為でございますので、直接的に教育であるということは難しいところがございます。ただし、食を通した学びということで、本市としては大切にしているところでございます。

○笠原 征三郎議員質問

どういう答弁だったか、すぐ私の頭では理解できませんが、今言われたように、食育とあり、これは教育の一環ですね。令和元年6月議会で同じようなことをお聞きしたときに、当時の教育部長が、学校給食は教育の一環であり、食育の重要性は変わらないと考えている。途中省略しますが、給食を通して子どもたちに食の喜び、楽しさを教えて理解してもらえればと考えており、学校給食は教育の一環であるという答弁をいただいているのですが、その点を踏まえて、もう一回、先ほどの質問をお願いします。

○教育担当参事答弁

少し説明が足りませんでした。食育を通じまして学ぶ教育の一端を担っていると考えております。

○笠原 征三郎議員質問

ありがとうございます。そうしますと、学校給食は教育の一環であるということを確認できたわけですが、先ほどの少子化問題の点でも確認ができると私は思っております。

そこで、私からは、ここで学校給食費の無料化ということを改めて提案したいと思っております。学校給食費は、先ほどの答弁からも教育の一環であるということになるのであれば、当然、食費は無料化にすべきだと私は思いますが、どうでしょうか。

○教育担当参事答弁

本市で学校給食費を全て無料化した場合、概算を想定しますと年間約2億円以上の負担が想定されるところでございます。子育て世帯の支援策あるいは少子化対策として考えますと、家庭から学校給食費の負担がなくなる無料化は負担軽減になると考えておりますが、本市にとって大きな財政負担となる施策は、他の住民サービスにも大きな影響を及ぼしますので、健全な財政運営が維持できる範囲で支援策

の適否を判断すべきではないかと考えております。

なお、本年度、原油高や物価高騰、円高の影響により、値上がりしている給食費食材の増額分につきましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した臨時的な支援策として公費負担を行っており、そのほか、就学援助費の支給対象の家庭に対しては、従来から90%の支給なども行っているところでもあります。

○笠原 征三郎議員質問

前回、お聞きしたときも約2億円という大きな財源が必要になるとのことで、岡谷市の年間の予算から見ると1%に当たるといことになります。1%が高いのか、安いのか、2億円がどうかという問題がありますが、当時、私がこれを質問したときは、実施しているところの多くは町や村だったわけです。

それが今、かなり大きな都市、例えば青森市、これは中核市ですが、そういうところでもこの10月から実施するというニュースが届いております。また、そのほかのところでも、岡谷市の人口よりかなり多いところで給食費無償化が予定されたていたり、行われているわけです。ですから、今までのように町や村だったら財源的にも少ない金額でできるということとは違うと私は思います。

それと、もう一つ、最初に答弁いただいた、法令に基づきということですが、法令というのは、学校給食法というのでしょうか、これらに当たるのかどうか、その点についてお聞きします。

○教育担当参事答弁

学校給食法の第11条に規定しており、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とするというような規定がされているところでございます。

○笠原 征三郎議員質問

確かに学校給食法にはそのように謳われており、今まで2度質問したときに、私もおおっとなってしまったわけですが、これも調べてみますと、資料は前もってお渡ししてあるので見ていただいたかどうかは分かりませんが、立憲民主党の国会議員で城井 崇議員が学校給食費無償化の早期実現に関する質問主意書というものを政府に提出しております。

それに基づいて政府は、時の内閣総理大臣安倍晋三さんの名前で城井さんに回答しているわけですが、それによりますと、学校給食法の立法趣旨に基づき、各義務教育諸学校の設置者において検討されることがふさわしいと考えているとあり、学校給食法を基にして学校給食費の無料化というものにはけしからんという態度ではないんですね。各自治体、各義務教育諸学校の設置者と書かれておりますが、そういうところとよく検討されて決めていくことがふさわしいとありました。

ほかにも何かあるか調べてみましたら、共産党の塩川鉄也さんという衆議院議員がいますが、今年4月、衆議院内閣委員会で行った質問に対して、政府の参考人は、同じように学校給食法の立法趣旨に基づき、各自治体において地域の実情に応じて、検討いただくことがふさわしいと考えている。ここでも、学校給食法とあり、先ほど参事さんが言ったようなことで、法からして駄目だというような態度ではなく、先ほどの閣議決定と同じように、各自治体において、地域の実情に応じて御検討いただくことがふさわしいとありますので、学校給食費の無料化というものは駄目だという態度ではないということですね。つまり、今までのように、学校給食法から学校給食の無料化は行えないという理由は、私はなくなったと思うのですがどうでしょうか。

○教育担当参事答弁

繰り返しになりますが、本市におきましては、学校給食法の趣旨に基づきまして、給食の実施のために必要な施設や設備費、人件費等については市が負担しております。それ以外の食材費につきましては児童生徒の保護者の協力により負担していただいているということでございます。

この時の政府の見解に即しているというような考え方も持ち合わせております。ただし、これまでもコロナ禍になり、令和2年4月からの2か月、全国一斉の臨時休校になりました。そこから学校を再開するに当たっては、分散登校ということで給食も止まっていたその再開のときには、その給食費は市の措置としまして、無料化をしているというところがございます。それから、先ほども企画政策部長の答弁にございましたとおり、現下の食材費の高騰、物価の高騰につきましては、家庭の負担に転嫁させないということで、値上がり分について、公費で負担しているということで、こちらの考え方、地域の実情に応じた支援策を講じているというような対応を図っているところでございます。

○笠原 征三郎議員質問

学校給食法があるので、学校給食費の無料化については、その法令に基づいてできないということですが、先ほどお話したとおり、安倍内閣が当時閣議決定で各自治体がよく検討して決めていくことがふさわしいというように、また、国会においても、学校給食法によって無料化というものを決して禁じているわけでないということでもありますから、これで3回目になりますが、その都度、学校給食費が無料化にできないという理由の大きな一つに学校給食法が取り上げられておりましたが、私は学校給食法に基づいて、学校給食費の無料化をしないということは根拠がないと言わざるを得ません。

また、先ほども言いましたような2億円という数字、前回のときにも答弁としてお聞きしましたが、決して安い額ではないですが、今、大きな全国的な流れ、県内でも私が質問したときより数倍ですか、そういう勢いで学校の給食費無料化が全国で進められております。

私は、子育て支援の大きな一つとして、単発的な施策ではなく、大きなものとして捉えていくためには、学校給食費の無料化というものは一番子育て世帯への大きな支援、エールになると思っております。

そこで、お聞きしたいと思いますが、今、共産党の長野県議団も、学校給食費の無料化を大きな課題として、県会でも取り上げております。岡谷市としての、今は無料化できないという態度ですが、県でもし無償化が実現して、半額は県で持つというようなことが実現したとあれば、岡谷市としての態度はどのようになるのか、お聞きいたします。

○教育担当参事答弁

県内の小中学校に本年度約15万5,200人の児童生徒が在籍しております。この人数の給食費を全額無料化した場合、想定してみましたが、概算でも毎年94億円、これは岡谷市の給食費の単価で計算したところになりますが、さらに、現下の食材費の高騰を加えると100億円近い財源が必要になるという見込みがございます。その半分でも50億円でございます。これを全て県あるいは全市町村で負担し合うというようなことは、あまり現実的ではないという考え方を持っております。したがって、市としましても、かなり困難性を極めるような要望については県に対して行うことはできないと考えております。

○笠原 征三郎議員質問

行政としては、そのような計算をするかもしれませんが、私としては、立場を逆にして考えてみる必要があると思っております。今、小学校の給食費は月約4,800円、中学校では約5,300円になっていると思

います。もし中学生1人、小学生2人いたとすれば、この家庭の給食費負担は年間18万円にもなります。県の予算が云々と言いましたが、各個人の個の家庭では年間18万円にもなるということでもあります。

これは大変な負担です。そこで、今答弁ありましたが、県の取り組みを待っているわけにはいきませんが、一つの提案としては、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料というのが私の提案になるわけですが、この点についてはどうでしょうか。先ほど中学生1人、小学生2人の家庭ならば、負担額は年8万7,000円ほどの軽減がされます。県の予算、市の予算、そういう立場からではなくて、住民の立場から見ての数字、ぜひお答え願いたいと思います。

○教育担当参事答弁

現在、経済的支援が必要な御家庭に対しては、就学援助により支援を行っております。それから、子育て世帯の支援策という部分につきましては、幅広い視点で総合的な支援による対応を岡谷市としては行っていると受け止めております。現状において、多子軽減のような制度の創設は考えておりませんが、今後、他市等の動向なども注視してまいりたいと考えております

○笠原 征三郎議員

時間が大分過ぎていきますので、他市町村の注視をしていくということではなく、岡谷市が他市町村を福祉の面で、子育ての面で、引っ張っていく、そういう気概でぜひ行っていただきたいと思います。私は、今、一番子育てで望まれているのは、お金がかかる学校給食費ではないかと思っております。

○中島 保明議員

2 岡谷市の歴史・文化・教育に及ぼしたコロナ禍の影響について

(2) 教育界への影響

○中島 保明議員質問

新型コロナウイルス感染症が発生してから2年半がたちました。全世界に蔓延し、変異株も次々に現れており、地球規模の被害を及ぼしています。その対応をめぐることは、つい最近も中国では暴動が起きました。まさしく人類の敵であると思います。いろいろな影響を世界的に様々な人、組織に影響を及ぼしていますが、ここでは特に、本市の歴史や文化、そして教育の継承に及ぼしている影響について、お聞きしたいと思います。

教育界への影響として、コロナ禍による小中学校、公民館活動などにおける中止や縮小開催による教育界への影響について、教育長先生の思いをお聞きしたいと思います。

○教育長答弁

新型コロナウイルス感染症の影響によって、社会の状況が大きく変化する中であっても、教育、学術及び文化の振興を推進していくことは大変重要であります。

こうした中で、小中学校における学校行事については、運動会、文化祭、修学旅行等、コロナ前とは違う形で実施することを余儀なくされたものも少なくありません。それをマイナス面として捉えることもできますが、各学校においては、コロナ禍であっても、必要な行事を安全に実施できるよう工夫しながら取り組んでおり、子どもたち自身が先生と一緒に考えているといった取組も行われております。

こうした経験は、今までの学校の当たり前を見詰め直す契機になっているというプラスの側面もござ

います。また、日々の授業や学校行事は、子どもたちの成長過程の中で、大人になっていくための大事な人格形成の場であり、学校生活の様々な場面で子どもたちが主体的に考え行動する姿は、自己肯定感や自己有用感の醸成にもつながるものとなります。子どもたちのこれからの人生の中で、難しい場面は多々あると思いますが、難しさのマイナス面をプラスに変える前向きさを大切にしてほしいと思っています。

次に、公民館活動に関してであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種講座や文化祭等の主催事業の中止のほか、生涯学習を实践する学習グループの活動の減少等、大きな影響を受けてまいりました。そんな状況下ではありますが、学習グループに関しては、自分たちの活動を振り返り、コロナ禍であっても活動を継続するために知恵を出し合い、創意工夫しながら活動を続けていただきました。また、3年間に及ぶコロナ禍での生活を経験する中で、学びたいという思いの高まりや、自ら考え学びを实践するという学び続ける力を培うことができたのではないかなと思っています。

さらに、スポーツ活動においても、感染拡大に伴うスポーツ施設の使用制限等により、また、各スポーツ団体等の活動自粛によって、体を動かす機会が減少し、ストレスや運動不足につながるなどの影響も少なからずあったのではないかと思います。現在は、感染防止対策を徹底した上で各種スポーツ活動を実施しており、大会等においては参加チームを制限するなど工夫しながら運営している状況であります。コロナ禍をきっかけに、改めてスポーツの大切さや、健康維持には適度な運動が必要であることを多くの皆さんが再認識されたのではないかと感じております。今後も、新型コロナウイルス感染症と向き合いながらの生活が続いていくと思いますが、市教育委員会としましては、困難な場面であっても、今できることは何かを大切に考え、学校行事や公民館活動あるいはスポーツ活動など、教育行政全体の推進を図ってまいりたいと考えております。

○大塚 秀樹議員

3 眠育について

過去の一般質問で、小中学校での眠育への取組についてお聞きいたしました。答弁では、岡谷市においては既に児童生徒への生活指導と教科学習による取組や、保護者への情報発信が行われていること、さらに、子どもたちが十分な睡眠を取ることは大変重要であると認識しているとの答弁をいただきました。しかしながら、他自治体の成果などから、岡谷市でも、もう一步踏み込んだ取組として事業に眠育を取り入れることをお願いいたしました。眠育は学校事業での新しい取組であり、事例も少ないため、情報収集を続けたいとのことでありましたので、その後、眠育についてどのような取組をされているのでしょうかお伺いいたします。

○教育長答弁

眠育は睡眠教育を略したものと理解しておりますが、学齢期の子どもたちが健康的で規則正しい学校生活を送る上で、睡眠は大切な要素と考えており、学校において子どもの発達段階に応じて適時指導をしております。小学校では、健康教育の一環として文部科学省が推奨する「早寝早起き朝ごはん」をキャッチフレーズに、養護教諭から生活リズムを整えることの大切さや、朝、太陽の光を浴びることで体内時計が整い、心身の健康に効果があることなど、規則正しい生活に睡眠がどのように作用するのか、

子どもたちに分かりやすい内容を保健日より等で伝えております。

また、教科指導の中でも、保健体育の授業では、毎日を健康に過ごすためには、運動、食事、休養、睡眠の調和の取れた生活が大切であることを学習しております。特に夏休みなどの長期休業期間中は、子どもたちの生活リズムが乱れやすいことから、生徒指導の一環として望ましい就寝時刻や起床時刻等の指導なども行っているところであります。

これからも、保護者の皆さんへの啓発を含めて、あらゆる教育活動の中で眠育を大事に扱ってまいりたいと思っているところでございます。

○大塚 秀樹議員質問（2回目以降）

答弁をいただき、引き続き取組いただいていることは分かりましたが、以前と比べても大きく変わったとの印象は持てませんでした。私も新聞の記事で眠育の先進地での成果を知ることができたのですが、それによりますと、眠育に取り組んだ自治体での児童生徒へのアンケート調査の結果、精神的健康や自尊感情などの生活についての質において6つの項目全てで向上が見られ、さらにネット依存傾向を示す数値も8項目全てで改善したとのことであります。また、日本睡眠学会では、子どもの睡眠を変えるには夜型社会を変えなければならない。それができないなら、学校の始業を遅らせるのも一つの手段である。社会に子どもを合わせるのではなくて、子どもに社会を合わせる発想も必要ではとしています。学校の授業もコロナ禍により計画的に進めることができず、目いっぱい状況であるかもしれませんが、睡眠教育の意義は大変大きなものがあると思っております。引き続き取組への検討をお願いいたします。

最後に、コロナ禍による学級閉鎖などで子どもたちの生活リズムが乱れているとの指摘がされています。不安定な時代における子どもたちの健全な成長のためには、規則正しい習慣の形成がより必要となると思いますが、眠育に限らず、子どもたちが正しい生活習慣を身につけるための今後の取組への考えをお聞かせください。

○教育担当参事答弁

コロナ禍での生活が長引き、子どもたちの生活リズムの変化など、学習面や健康面での影響が危惧されております。子どもたちが健康的で規則正しい生活を送るためには、十分な睡眠やバランスの取れた食事、適切な運動など、調和の取れた生活習慣が重要であります。また、子どもたちに適切な睡眠を促すためには、家庭の協力や実践が大切でありますので、引き続き、学校と連携しながら子どもたちの心身の健康の保持・増進に向けて、家庭への啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

○大塚 秀樹議員質問

ありがとうございます。子どものことは何でも学校任せではいけません、子どもの成長に合わせた確かな情報の発信は、学校の大きな役割の一つであると思っております。私がなぜ眠育の問題を取り上げるかというと、寝不足が起きると前頭葉が委縮してきます。前頭葉は人間にとって大変大切な頭脳であります。それで、この眠育、眠ることの大切さ、夜眠れなければ昼寝る、そういうことも頭の片隅に置いていただきたいと思います。

これからも子どもたちの心身の健全育成のために、家庭、地域、学校の連携に御尽力をいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○吉田 浩議員

1 小・中学校のいじめと不登校の状況について

(1) いじめ認知件数と不登校件数の状況

令和3年度、全国の小中高等におけるいじめの認知件数が61万5,351件と過去最多となったことが、文部科学省が2022年10月27日に公表した令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で明らかになったとの報道がありました。そのうち、ネットによるいじめの件数は初の2万件超えだそうです。小中、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度比9万8,188件増で約2割増となり、要因として、コロナ禍で子どもたちの接触機会の減少に伴い、2020年度は全校種で大幅に減少しましたが、学校や部活動の活動再開に伴い再び増加、過去最多の認知件数となったと国は捉えております。当然これは高校生も対象にした全国の数字であり、地域によって様々な状況があるかと考えますが、岡谷市における小中学校のいじめの認知件数と不登校件数についてお伺いいたします。

○教育長答弁

本年10月に公表された令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、全国のいじめの認知件数は近年増加傾向が続いていた中で、令和2年度は前年度から減少となりましたが、令和3年度は再び増加に転じ過去最多を更新しました。また、不登校を理由とする長期欠席者数につきましても過去最多を更新し、長野県の集計結果におきましても同様の傾向が見られております。この結果を受けて文部科学省では、新型コロナウイルス感染症による生活環境の大きな変化が子どもたちの行動などにも多大な影響を与えていると分析しております。

一方、本市における昨年度のいじめ認知件数は、小中学校合わせて39件であり、令和2年度と比較して16件の減少となりました。その内訳は、小学校が16件、中学校が23件となっており、特に小学校におきまして令和2年度から半減しております。また、不登校の状況であります。国の定義に基づき、病気や経済的な理由を除いた不登校を理由とする長期欠席の児童生徒は89名であり、過去5年間で最も多くなっております。

○吉田 浩議員質問（2回目以降）

岡谷市の状況、日本全国が令和3年度かなり増えて、過去最高だったところを、いじめの認知件数に関しましては減っているということ、また、不登校件数に関しては若干微増だということで、岡谷市として、この数字の推移にはどのような要因があると捉えていますか。

○教育担当参事答弁

本市のいじめ件数は、令和元年度114件をピークに、令和2年度は55件、令和3年度は39件と減少傾向にあります。その要因としまして、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による2か月に及ぶ全国一斉の臨時休校の実施や、その後も学校生活の中で感染防止対策の徹底を図ることで、子ども同士が接触する機会が減少したことが要因の一つになっていると推測しております。令和3年度につきましても、令和2年度と同様に、様々な感染防止対策を講じながらの学校運営が続いており、同様の傾向が続いたものと考えております。また、コロナ禍にあっても、各校では工夫しながらいじめの防止対策に向けた取組を続けておりますので、そうした活動の成果も減少につながっていると考えております。

それから、不登校の件数の増というところについては、コロナ禍での様々な不安、そうしたものが学校に行きにくいというような要因につながっているのではないかと検証を行っているところでございま

す。教育委員会としましては、こうした認知件数の増減に一喜一憂することなく、日々、子どもたちの小さな変化やSOSのサインを見落とししていかないなど、引き続きいじめ防止の取組を推進してまいりたいと考えております。

○吉田 浩議員質問

ちなみに、岡谷市において、令和3年度、昨年度、近年のいじめの内容というのはどんなものが多いのか、それから、認知件数について、認知されるといういじめの発見のきっかけというのはどんなものがあるのかお伺いたします。

○教育担当参事答弁

いじめの内容ですが、一番大きなところについては冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われるというもの、これが令和3年度、一番多くウェートを占めております。その後、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたかかたてしまったり、蹴られたりするといったものが続いている状況でございます。

そのほか、仲間外れにされたり、学校の中で無視をされてしまったということで悲しい思いをしたというものでございます。

経路でございますが、一番多かったのは、当該の児童生徒の保護者からの相談、訴えによる把握が一番多くありました。それから、児童生徒本人を除く友達からの情報で把握したところが次に多かった、本人の保護者を除く周りの保護者の皆さんから情報として学校に伝えられたという状況でございます。

○吉田 浩議員質問

分かりました。また、認知、発見のきっかけというところで、本来だったら当事者である本人が勇気を持って相談できれば一番いいところですが、周りが発見して教えてくれる、寄り添ってくれる、そういう力も大きいのかなと改めて感じました。

岡谷市のいじめの防止対策として、岡谷市いじめ防止等のための基本方針があります。その中で、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童生徒や保護者、関わった人たちの心に長期にわたり深い傷を残すものとした上で、いじめ問題については、どの子、どの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見、早期対応の3つの柱として、これまで積み重ねてきた特色ある取組を継承・発展させるとともに、実効性のある対策を進めるとあります。いじめの案件があったときに、いじめに関連する組織もたくさんあると思います。そういった資格を持った専門家もいらっしゃるかと思います。組織別の関わり方と解決への流れについてお伺いしたいと思います。また、この場合の解決への流れということで、解決というのはどのような解釈で捉えればよいのか、解決に至らない場合があるのかどうか、併せてお伺いいたします。

○教育担当参事答弁

最初に、いじめ防止対策を推進するための組織について、紐解いていきたいと思いますが、まず、各校の校長と庁内の関係職員で構成する子ども教育支援チームの中にいじめ人権部会がございます。そこでは、いじめに関する事例研究や講じるべき対策の検討などに連携して取り組んでいるという組織でございます。

それから、お話ございました岡谷市いじめ防止等のための基本方針及び岡谷市いじめ問題対策連絡協

議会等条例に基づく組織としまして、まず、いじめ問題対策調査委員会と、いじめ問題対策連絡協議会があります。いじめ問題対策調査委員会は、いじめ防止対策推進法に基づく機関としまして、いじめ防止対策を実効的に行う調査研究や重大な事案が発生した場合の調査等を行うため、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士等の学識経験者により即応性をしております。それから、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体間の連携を図るための組織であり、学校、行政関係者、地域の関係する団体、心理や福祉関係の識者等で構成しております。そのほか、全ての小中学校には、いじめ防止対策推進委員会が設けられており、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいるところであります。

それから、いじめの解決について、解決の流れでございますが、学校に、先ほど言ったような様々な入口からの情報が入ってきますと、いじめの事案、現在はささいなことでも学校として把握して、教育委員会にもそれを報告するという流れがございます。その中に、特に重大な事案というものを認知した場合には、先ほど申し上げたような組織が立ち上がり、中立的な立場で問題の事実を確認していく流れで解決に臨んでいくところでございます。

それから、解決した状態というところも質問いただきましたが、文部科学省におけます、いじめが解決している状態というのは定義がされており、いじめに関わる行為が少なくとも3か月は止まっていること、被害のあった児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この2つの要件が満たされている状態が解決という定義がなされているところです。

○吉田 浩議員質問

いろいろな組織がフィルターのようにあって、ささいなことでも逃さないような形で解決に向けて動くという理解でよかったかと思えます。相談等からも早期解決に向けた一連の流れの中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携があるかと思われまます。この2つの専門家とは具体的にどのような連携をされているのか、また、現状で十分な人数がいるのかお伺いいたします。

○教育担当参事答弁

いじめにかかわらず、子どもたち、様々な心の課題といったものを抱える場面がございます。スクールソーシャルワーカーだったり、スクールカウンセラーといったスタッフを学校の方で配置しており、それから巡回で各学校を回っていただいているなど、いろいろな組合せで、県と市で配置しながら対応してございます。いじめの場合は、その事情、中身に応じてきめ細かにチームで関わるのが一番大事でありますので、学校の先生あるいは市教委の職員も関わりながら、必要に応じてスクールカウンセラー、それから学校には心の相談教室という形で、学校ごとに気軽に相談できるような場所も設けておりますので、そうした様々な入口を設けながら、気軽に相談でき、そしてサインやSOSを早期に確認して、芽を潰していくような取組をしているところでございます。人数の配置につきましては、今のところ必要な対応ということでございますが、多いことにこしたことはございませんので、充実についてはあらゆる機会に応じて県等にも要望させていただいている状況でございます。

○吉田 浩議員質問

十分な人数、十分な体制で対応させていただいているということで理解いたしました。

岡谷市いじめ防止等のための基本方針の中に、子どもたちによるいじめ根絶運動としまして、いじめ根絶子ども会議が開催されているとありますが、概要と成果、また、参加者の声にはどんなものがある

のかお伺いいたします。

○教育担当参事答弁

いじめ根絶子ども会議は、中学校の生徒会を中心に子どもたちによるいじめ根絶として始まったもので、平成25年度から小学生が加わって現在の形になっているという経過でございます。

この会議を通じて、子どもたち自らがいじめをなくすためにはどうすればよいかを自分たちで話し合い、自分たちで考えたメッセージを全校生徒、児童の皆さんに伝えて、いじめを許さないという意識を共有していただいております。このような取組がいじめ認知件数の減少にもつながっているのではないかと考えております。今年度参加した児童生徒の皆さんの感想の一端でございますが、学校の代表として緊張したが、しっかり発表ができた、他の学校の問題点を聞いて自分たちの学校のことも考え直すことができた、改めていじめはよくないということが分かった、こういう気持ちが学校や社会に広がってほしい。それから、小学生の立場から、中学生の意見を聞いてすごいと思った、自分が中学生になったらこうしたいと思ったといった感想が寄せられております。

○吉田 浩議員質問

分かりました。子どもたち自らが当事者として意識を持つことはとても大事なことかと思えます。今後も引き続き、取組をよろしくお伺いいたします。

それから、先ほど答弁に出ましたが、平成29年3月には国において、いじめ防止等のための基本的な方針が改定されるとともに、いじめの重大事態への調査に関するガイドラインが示され、重大事態への適切な対応が求められたことから、平成29年12月に岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定、また、平成30年3月には長野県いじめ防止等のための基本的な方針が改定され、いじめへの適切な対応等を行うため、岡谷市いじめ防止等のための基本方針を改定いたしましたとあり、これは岡谷市のホームページに出ているものでありますが、この場合の重大事態というのは具体的にどのような事態を指すのか、お伺いいたします。

○教育担当参事答弁

いじめの重大事態でございますが、いじめ防止対策推進法で規定されており、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、また、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義をされております。これが大きな定義であると捉えております。具体的な部分というのは、幸いにして本市ではこれまでに重大な事案ということは生じてございませんので、なかなかこういうものですよということはお話のしようがないところもございしますので、御理解いただければと思います。

それから、重大事態の対応につきましても、法により速やかに当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設けて、適切な方法により重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されております。重大事態の疑いが生じた時点で、これらの規定に従って対応を講じていくというものでございます。

○吉田 浩議員質問

分かりました。私ども、ニュース報道等で見ると、いわゆる重大事態が起こった後に、その当事者や保護者に説明が行われたり、事実解明ということで第三者委員会を立てて、責任のなすりつけ合いも時には見られるようなことがあって、そんな印象がありまして、そういうことが起こらないように岡谷市

としても丁寧に慎重に取り組んでいただいているということがわかりました。今後も、きめ細かな対応をよろしく願い申し上げ、次の質問に入ります。

(2) 小・中学生の家庭でのネット利用環境

現在の子どもたちは、生まれたときからインターネット社会に接している、いわゆるデジタルネイティブ世代であり、岡谷市小中学校ICT環境整備計画におけるGIGAスクール構想の推進により、学力向上、リテラシー向上の効果が期待されるところであります。しかしながら、コロナ前後で子どもたちのネット環境に少なからず変化やその影響が及んでいると考えます。令和2年度は、コロナ臨時休校があり、友達と会えない時間が長く続きました。その後も感染防止対策で部活動の休止や短縮、学級閉鎖等によるお休みなど、在宅時間も増えている上に、公園での外遊びはもちろん、友達の家に集まって遊ぶこともできなくなっています。そうすると、子どもたちにはインターネットを家庭で利用する時間が増えているのが現状と考えます。保護者としては、利用時間の増加やスマホ依存、インターネットによるトラブル等も心配になるところであります。

そこで、小中学生の家庭でのネット環境について、保護者からの相談やトラブル事例など把握されていることがありましたらお伺いいたします。

○教育長答弁

長野県で実施しております、スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケートの結果によりますと、SNSへの書き込みやオンラインゲーム内でのやり取りに起因する人間関係のトラブル、動画や写真をインターネット上にアップしてしまうトラブル、オンラインゲームへの課金等、様々なトラブル事案があることが分かっております。市内の各学校において把握している児童生徒のインターネット利用に関するトラブルの傾向につきましても、県のアンケートと同様であり、学校から数件の報告を受けている状況でございます。

○吉田 浩議員質問（2回目以降）

いろいろな相談等、トラブルや悩み、不安なことが挙がってきているのかと思います。コロナ禍の中で、職場や学校でもテレワークやオンライン授業が急速に普及し、インターネットは私たちの生活に不可欠なものとなっております。子ども同士のコミュニケーションにおいても、これまで以上にネットが活用されて便利になる一方で、誤解や感情の行き違いによるいじめや仲間外れなどのトラブルも実際に起こっており、また、ネットの使い過ぎが健康に与える影響についての懸念もされております。先ほど御答弁にもありましたが、SNSやゲームで友達とトラブルになる可能性、その状況は一見目には見えにくいトラブルであります。それが不登校のきっかけになったり、学校で突然のトラブルに発展するケースもあるかと思えます。また、友人同士以外でも、子どもが黙って、またはだまされて課金をしてしまうようなケース、他人から脅迫されたり、誘われたりして連れ出されるようなケースは未成年での最近SNSの出会いから起きているという報道もありました。

また、令和2年の9月定例会の一般質問で取り上げましたが、2019年5月にWHO（世界保健機関）がネットゲーム障害を新たな依存症として認定しております。ネットゲーム障害とは、改めてここで説明させていただきますと、ネットやゲームをやり過ぎて日常生活に支障が出てしまい、それが長く続いている状態、およそ12か月だそうです。ネットゲーム障害になると生活が乱れ、朝起きられない、これ

は先番の眠育にもかかってくる部分だと思えます。また、2つ目として、昼夜逆転の生活になってしまったり、十分な食事を取らない、性格が暴力的になる、また、ゲームで高額課金をしてしまうなど、日常生活に様々な影響が生じるというようなこと、その他にも視力の低下など考えると非常に深刻だと考えます。これらの問題は、学校関係者はもちろん、保護者がよく理解をした上で、子どもとどう向き合っていくかが重要かと思えます。

そこで、これらのネットトラブルやネット依存の防止のために、子どもたち、保護者にどのような啓発をされているのかをお伺いいたします。

○教育担当参事答弁

インターネット上のトラブルを防ぐために、本市では、動画教材を活用した情報モラル年間指導計画というものを作成して、市内の小中学校において情報モラル教育を推進しております。この動画教材というのは、4分間から10分程度の事例を基にしたアニメーションの動画を子どもたちに見ていただき、これは1人1台のGIGA端末でも閲覧ができるというものでございますので、各学級においてはこの動画を見た後、視聴した後に、見て感じたことを児童生徒で話し合っていていただく、ネットを利用する上での注意点を全体で共有するなど、学習をしております。各校では、これをやるために日課のほうを工夫しまして、20分間程度の情報モラル教育の時間を月に1回から2回ぐらいの位置づけをして実践しているところでございます。こうした情報モラル教育が確実に実践されるように、年間のカリキュラムの中に落とし込んで取り組んでいるという状況でございます。

また、各校におきましても、保護者や児童生徒を対象に、子どもとメディア信州、これは学校の先生たちによる任意の団体でございまして、それから携帯の電話会社の方、岡谷警察署のスクールサポーターといった外部の講師を招いての講演等も実施しており、インターネット上のトラブルの未然防止を図る取組を進めております。

○吉田 浩議員質問

分かりました。様々な取組で啓発をされているということで、今、小学生のスマホ保持率が上がっていると聞きます。少し前まで、私から考えると、常識としては高校生になったらスマホが持てるということだったのですが、今は中学生でほとんどの子どもがスマホを保持する。全国的な話になると思うのですが、子どもたちが何らかのネット環境で勉強以外の時間でスマホやタブレット、ゲーム機を使っているというようなところで、小学生は、特にゲームにおいて、ネットへの対応力やトラブル防止機能というものは、基本的にあまり持っていないと思います。当然自宅で保護者とよく話し合うなど、そういったことが大事になってくると思うのですが、小学校低学年、高学年、場合によっては中学生に、環境に規制を設けるペアレンタルコントロール、保護者が何時から何時までしかプレイできなくしたり、何時間以上やったら切れるというもの、または携帯電話の端末にあるフィルタリング機能などを保護者がしっかり理解して、子どもと話し合う、時には強制的に規制をかけるというのが大事だと思います。

物理的なロックということに特化した周知啓発というのは何か特別にされているのでしょうか、お伺いいたします。

○教育担当参事答弁

先ほど申し上げた外部講師による講演の例でございしますが、節度ある利用のための利用時間の制限を設けることや、子どもにとって不適切なサイトあるいは動画の閲覧の制限、アプリのダウンロード制限

を行うペアレンタルコントロールの必要性などについて保護者に向けての説明がされているという状況でございます。また、岡谷警察署と連携して、市内の携帯電話の販売店におきまして、新規契約する未成年者と保護者に対しまして、ネットトラブルの事例やペアレンタルコントロールの重要性について記述したリーフレットを配布する取組も行っているところでございます。

○吉田 浩議員質問

分かりました。子どもが小さいうちは言うことを聞いてくれるのですが、初めてスマホやゲーム機を与えたときというのは何時から何時までと約束しますが、数年たつと知らないうちに反故にされているというのが保護者の実情かと思われまふ。そういった年代別で分けた使い分けというものも必要かと思ひます。今後また柔軟な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、保護者としても、ネット環境での子どもたちへの影響やリスク、その対策をしっかりと理解した上で、子どもと向き合い、ルールを決める等の話合ひの時間も重要となつており、先ほど答弁にも出ましたが、学校での情報モラル教育が大切な意味を持ち合せていると思つております。

今、子どもたちへのデジタル社会における教育の一環として、デジタル・シティズンシップ教育が注目されております。デジタル・シティズンシップ教育は、従来学校で行われている情報モラル教育とは本質的に異なります。情報モラル教育では、ネット上の権利問題や犯罪被害に遭わないような危険回避、ネット依存にならないような利用方法など、子どもたちの行動を抑制するような教育を行うという内容になっております。デジタル社会を怖いものだという前提で捉え、子どもたちを危険から守るために、やってはいけないことを教えるという立場を取るといふのが一般的だといふことであります。それに対して、デジタル・シティズンシップ教育は、同じデジタル社会における行動を扱ひながらも、どのようにしたらデジタル社会でよりよく生きていけるかをポジティブに捉えていく必要な資質能力を育てるといふ立場を取ります。より自立的にデジタル社会を生きる姿を目指している教育かと思ひます。情報モラル教育に関しましては、様々な捉え方や進め方があると思ひます。岡谷市としても、こういったデジタルにおける子どもたちへの教育として、いろいろな思ひがあつて様々な進め方があると思ひます。その辺に、教育としてどのように捉えられて進められているのか、岩本教育長先生にぜひそんな思ひをお伺ひできたらと思ひますが、よろしいでしょうか。

○教育長答弁

なんと言ひますか、勉強をしなければついでいけないといふ状況ですが、日本版のデジタル・シティズンシップ教育、これはまだ学校現場ではあまりなじみがない、今は本当にモラル教育のほうに力を傾注しているところであります。これからその理解を深めていく必要があるのかなと思ひますが、1人1台端末を活用するといふ状況がござひますので、これからモラル教育を大事にしながらかも、ICTの機器を使いこなして、そしてそれを活用していくといふ力、そして、仲間と一緒にそれを大事にしていくような、そんな思ひを育てていく必要があると思つております。

いずれにしても、このことについては、まず先生方が勉強して理解をしないと、子どもに安易なことを教えるてはけませんので、しばらくは先生方と一緒にこのことについて少し勉強していきたくと思つてひいるところでござひます。

○吉田 浩議員質問

デジタル・シティズンシップ教育に関する見解は分かりました。というより、子どもに対するネット環境に関して、今の岡谷市の子どもたちがどのように教育を進めていくのかということに関して、岡谷市はどのように進められているのかということをお聞きしたいと思いました。

○教育長答弁

大変難しい質問かと思うのですが、いずれにしても、ネット環境については、メリットもデメリットもあるということをしかりと基本に据えて、それを子どもと一緒に共有していく、そして子どもたち自身がそのことについて自分の考えを持っていくことが私は大事ではないかと思っております。そのためにも、今も申し上げましたが、先生方がこのことについてもう少し理解を深めていかないとまずいと思っておりますので、ネットというもの、私のような年を取ってくると億劫になって、使いこなすという意欲も失せてきてしまうわけですが、子どもたちは貪欲にそういったものを吸収する。吸収するだけによりよいもの、そしていい方向で吸収してもらい、そんなことを私たちがしっかりと応援していかなければいけないと思っております。

○吉田 浩議員質問

ありがとうございます。今、教育長先生がおっしゃるとおり、私の母などもそうですが、ネットを使いたくない、スマホも持ちたくないと言えば、それはそれで生活に何の支障もなく送られる世代であります。子どもたちはこれから何をしていくにも、就職にしても、進学にしても、必ずインターネットの環境が伴ってくるという意味で、子ども自身がしっかり意識を持って、そういったことに取り組んでいくという社会づくり、教育をやっていただければと思います。リスクに関して、ネットに関するリスク、いじめや課金、そういったものもありますが、課金等に関しましては、巧妙な手口がどんどん出てきたり、時代が進むにつれて、本当に新たな問題が生まれてくる可能性があると思っておりますので、今後も時代に即した子どもたちへの対応をよろしく申し上げて、次の質問へ進みたいと思います。